

## 議案第32号 小松島市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

第8次地方分権一括法による災害弔慰金の支給等に関する法律の改正等により、災害援護資金の利率、保証人の有無等が条例で定める事項とされたことから、その利率を1.5%とする等の改正を行うもの。

小松島市災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年小松島市条例第39号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>(利率 )</p> <p>第14条</p> <p>災害援護資金は _____, 据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年<u>3パーセント</u>とする。</p>	<p>(保証人及び利率)</p> <p>第14条 <u>災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。</u></p> <p>2 災害援護資金は、<u>保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1.5パーセントとする。</u></p> <p>3 <u>第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。</u></p>	<p>改正 追加 追加 改正 追加</p>
<p>(償還等)</p> <p>第15条 災害援護資金は、年賦償還 _____ とする。</p> <p>2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。</p> <p>3 償還免除、<u>保証人</u>、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から<u>第12条</u>までの規定によるものとする。</p>	<p>(償還等)</p> <p>第15条 災害援護資金は、年賦償還、<u>半年賦償還又は月賦償還</u>とする。</p> <p>2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。</p> <p>3 償還免除 _____, 一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から<u>第11条</u>までの規定によるものとする。</p>	<p>追加 削る 改正</p>